

# 吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 令和5年3月15日  
招集の場所 吉野川市役所東館3階 会議室  
開閉会日時 開会 令和5年3月23日 午前10時  
閉会 令和5年3月23日 午前10時50分

出席委員 教 育 長 栗 洲 敬 司  
委 員 熊代雄一郎 委 員 川 村 徳 子  
委 員 貞 野 雅 己

出席職員 副 教 育 長 馬 郷 宏 治 副 教 育 長 阿 部 敏 和  
教育総務課長 小 林 義 典 生涯学習課長 近 藤 秀 樹  
学校教育課長 吉 田 み ず ほ 学校給食センター 岡 田 裕 仁

## 議案

- (1) 吉野川市飯尾敷地コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 吉野川市教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (4) 吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- (5) 吉野川市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について
- (6) 吉野川市アメニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- (7) 吉野川市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱制定について
- (8) 吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令について

## 報告事項

- (1) 区域外就学について
- (2) 令和5年3月市議会定例会一般質問について
- (3) 学校給食用物資調達納入業者登録について

## 教育長職務代理者の指名について

## 教育長報告

## その他

## 会議の経過

栗洲教育長	ただいまから、3月の吉野川市定例教育委員会を開会します。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、委員、委員を指名。 それでは、議案(1)「吉野川市飯尾敷地コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。
近藤生涯学習課長	吉野川市飯尾敷地コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。 資料4ページをご覧ください。新旧対照表の第2条、利用の申請に関しまして、飯尾敷地コミュニティセンター利用時には、別記様式に示す許可申請書の提出を求めています。規則本文では、様式略となり、様式が示されていませんでした。そのため、2ページにお戻りください。この2ページでございますとおり、様式を定めるものでございます。併せて、様式名称を「コミュニティセ

ンター利用申請書」から「吉野川市飯尾敷地コミュニティセンター利用許可申請書」と改めます。

次に、再度、4ページの新旧対照表にお戻りください。第6条、指定管理者による管理の条文に関しましての改正は、施設の管理を指定管理者に行わせる場合の読み替え規定を適正なものにするための改正でございます。

改正内容を具体的に申し上げますと、現行の条文は、条文全文の中に、読み替える字句がある場合は、その全てを読み替えるとした、規定となっておりますが、改正案は、該当条文の見出しや項、号ごとに細分化して、その見出しや項、号ごとにある該当する字句だけを読み替えるという適正な表示への改正内容となっております。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

続いて、議案(2)「吉野川市教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

小林教育総務課長

資料の6ページをお開きください。

吉野川市教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。7ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条中の「法第22条の2」を「同法第22条の2」に改めます。続いて、別表第1中の給料表の給料月額を資料のとおり改めます。

これは、市長部局の会計年度任用技能労務職員の給与の改正を受けて、教育委員会の技能員についても同様に改正するものです。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

それでは異議なしということで、本案は原案どおり承認されました。

続きまして、議案(3)「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

吉田学校教育課長

資料8ページをご覧ください。この改正は、校外行事実施の際における届けの様式変更を行うものです。

11ページの新旧対照表をご覧ください。右枠の現行では、学校において校外行事を実施する際、事前に校外行事実施・参加届を出すことになっておりますが、改正後は宿泊を伴わないものについては行事实施日の翌月の10日までに報告書を提出しようとするものです。また、それぞれの様式に関して印を廃止しております。これらのことから、事務の簡略化を図ります。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

それでは異議なしということで、本案は原案どおり承認されました。

議案(4)「吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

吉田学校教育課長

こちらは、国の非常勤職員の休暇制度改正を受けて、JETプログラムを運営する一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部が提示した任用規則案をもとに、主にALTの休暇について改正を行うものでございます。

資料14ページの新旧対照表をご確認ください。現行の欄をご覧ください。

上から8行目、第4条第2項「市は」の部分、「教育委員会は」と改正しております。これは、ALTの任命権者は市ではなく、市教育委員会であるためです。以下、「市」を「教育委員会」としてありますが、中段の第8条第2項について、費用弁償をするのは「市」であるため、ここについて

は訂正いたしません。

続きまして、15ページをご覧ください。

第14条第1項第5号の「一つの年度において」を「任期中において」に訂正いたします。

本市の外国青年につきましては、基本的に7月か8月雇いとなっておりますので、8月から翌年の3月、4月から7月の2つの年度において、といった誤った解釈になることを避けるためでございます。現行も改正後も任用された8月から次の年の7月まで、という任期について休暇が取れることに変わりはありません。

続きまして、同じく第14条1項第9号「後8週間」を「以後1年」に訂正いたします。令和4年10月1日施行となりました、「人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)」の一部改正に準じて訂正することといたします。

続きまして、第14条第1項第10号「当該男子の参加者」を「当該参加者」に訂正いたします。これは、前述の流れから、「男子」がなくても意味が通じるためです。

続きまして、ページをめくっていただき、16ページ、第14条第17号を新設いたします。

条文の内容は、骨髄移植のための骨髄の提供等に係る休暇を取得することができるというものでございます。この休暇については、古くからありますが、任用規則改正の基本的な考え方にに基づき、今回反映するものでございます。

続きまして、第14条第1項第19号「休憩」を「休息」に訂正いたします。

これは、人事院規則の記載に合わせたものです。休憩時間は労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分間、8時間を超える場合は少なくとも1時間を与えることが義務づけられています。休息時間は、法令上定めはなく、通常は勤務中のちょっとした休憩をイメージするとよいようです。休息時間中は給与が発生します。

続きまして、同じページの中段、第15条第1項にただし書きが追加されております。すでに認められている休暇に加え、1号、2号に定める休暇を取得できるという意味合いです。2号は、育児休暇を期間内に2回取得できますが、会計年度任用職員であるALTが、先の任期の最終日、次の任期の最初の日をまたいで休暇を取る場合、1回に数えることができるという意味合いです。

これにつきましては、令和4年10月1日施行の育児・介護休業法の改正の内容を本市の外国青年にも反映させるものです。

以下、表記の修正並びに条項の追加による番号ずれ直しの改正となります。なお、この規則の改正は、令和5年4月1日より施行することといたします。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案(5)「吉野川市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

近藤生涯学習課長

それではご説明いたします。こちらにつきましても、吉野川市飯尾敷地コミュニティセンターの第6条の改正と同様、施設の管理を指定管理者に行わせることに関しましての読み替え規定を適正なものにするための改正でございます。

該当する条文としましては、24ページをご覧ください。吉野川市公民館条例施行規則の読み替え規定の改正は同ページ新旧対照表、第11条が該当箇所となります。

次に、27ページをご覧ください。27ページの新旧対照表は吉野川市文化研修センター条例施行規則の読み替え規定となります。第10条が読み替え規定の改正箇所となります。

次に、29ページをご覧ください。吉野川市美郷ほたる館条例施行規則の読み替え規定の改正箇所は、29ページ新旧対照表の第6条でございます。

次に、32ページをご覧ください。吉野川市高越弓道場条例施行規則の読み替え規定の改正は、同ページ新旧対照表、第11条でございます。吉野川市高越弓道場条例施行規則の改正につきまし

では、加えまして、同ページ、第8条中現行「第12条」とあるのを「第12条ただし書」に、「使用料の還付を受けようとする者」とあるのを「使用料の還付を受けようとする者」に改めます。更に、第11条中「条例第16条」を「条例第15条」に、「第3条乃至第6条第2項」を「第3条から第5条までの規定」に、同条中と33ページ、新旧対照表、様式第3号の改正に関しましては、「第7条、第8条、第9条」とあるのをそれぞれ「第6条、第7条、第8条」に改めます。

次に、35ページをお願いいたします。吉野川市多目的グラウンド条例施行規則の読み替え規定の改正は、35ページ新旧対照表、第12条でございます。加えまして、第9条中「第10条」とあるのを「第10条ただし書」と、第12条中「条例第14条」とあるのを「条例第13条」に改めます。

次に、38ページをご覧ください。吉野川市アリーナ及び吉野川市民センター管理運営規則の読み替え規定の改正につきましては、同ページの新旧対照表、第12条となります。加えまして、同ページ新旧対照表第9条中「、利用許可書」とあるのを「に利用許可書」に、39ページ新旧対照表、様式第3号中「第10条」とあるのを「第9条」に改めます。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案(6)「吉野川市アメニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

近藤生涯学習課長

吉野川市アメニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

吉野川市アメニティセンター条例施行規則の一部改正につきましても、主に、読み替え規定を適正なものにするための改正でございます。44ページをご覧ください。同ページ、新旧対照表第10条が、読み替え規定を適正なものにするための改正箇所となります。加えまして、同ページ、左下でございます別表の改正は、アメニティセンターの附属設備の使用時間の規定で、現行、半日と一日の区分となる時間設定を4時間を越える場合と4時間を越えない場合と設定しているのを、施設使用料の設定時間と合わせまして、「4時間」を「5時間」に改めます。また、様式第1号並びに様式第2号の改正に関しましては、「利用料」を「使用料」に改めるものでございます。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

続いて、議案(7)「吉野川市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱制定」について事務局より説明をお願いいたします。

吉田学校教育課長

資料の46ページをご覧ください。

本議案は、吉野川市における区域外就学においてこれまでその都度本定例会にお諮りして参りましたが、これまでの実績について整理し、要綱としてまとめたものでございます。

区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、これまでと同様に区域外就学申請書を教育委員会に提出し、要綱の別表に定めた基準に照らし、委員会が判断を行います。

47ページをご覧ください。別表の説明をいたします。

まず、留守家庭の区分として、保護者の就業の事情により、保護監督に支障があるため、身元引受人や保護者勤務先のある地区において指定している学校に就学する場合は、こちらの場合の承諾期間は、掲げる事由が消滅するまでとします。

次に、転入予定の区分ですが、住居移転の予定地の属する地区の指定学校へ就学する場合は、こちらは1年間の承諾。

次に、学期途中で転学となる場合は、これについての承諾期間は学年末までといたします。

次に、区域外就学が承諾された兄弟姉妹と一緒に学校の就学する場合は、承諾期間は、兄や姉が就学する学校に通う場合は兄や姉が卒業するまで、妹や弟のいる学校に就学する場合は本人が卒業するまでといたします。

また、いじめや不登校、家庭環境等の問題解決が区域外就学によって解決する見込みがある際や、その他、教育委員会が必要と認めた場合の「教育的配慮」の区分は事由が解消されるまで、又は教育委員会が認める期間承諾します。

なお、この要綱は、令和5年4月1日より施行いたします。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

続いて、議案(8)「吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令」について事務局より説明をお願いいたします。

岡田主幹

吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令について、ご説明させていただき  
ます。50ページ、51ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、現在毎月登録業者に翌月分物資調達計画通知書に基づき見積書を提出させておりますが、登録業者の肉業者につきまして、市が価格設定を行い登録業者5業者の中から毎月順番に業者を決定しています。

また、旬な地場産物等については地元生産者に翌月使用できる食材等を聞き取り、その都度決定しているため、第7条の次に1項を加え、「2 前項の規定にかかわらず、物資の産地や品質、供給能力等を勘案して選定する必要がある場合、その他特別な理由があると市長が認めた場合は、見積書の提出以外の方法により物資納入業者を決定することができるものとする。」に改正し、次に第8条、第9条におきましては、第8条に物資納入の方法及び検査、第9条に物資発注と受入時期となっており、実際の業務順序になっていないため、業務順序のとおり第8条に物資納入の方法で納入場所及び時期を、第9条に物資納入の検査に、と改正するものです。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員

第8条と第9条に「市長は」というのが入ったのですね。

岡田主幹

はい、入りました。誰が決定するのが明記されておりましたので、「市長は」を入れさせていただきます。

委員

わかりました。

栗洲教育長

他はございませんか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

続いて、報告事項にうつります。報告事項(1)につきましては、公にすることが適当でない案件であるため、会議規則第6条第2項の規定により非公開としてよろしいですか。

(異議なし)

承認いただきましたので、非公開といたします。

【非公開】

栗洲教育長	報告事項(2)「令和5年3月市議会定例会一般質問」について事務局より説明をお願いいたします。
小林教育総務課長	令和5年3月市議会定例会一般質問について、資料の53ページをお開きください。 この一覧表は、教育委員会関係の質問を抜粋したものです。教育委員会関係では、7名の議員から質問がございました。答弁の内容につきましては、質問順に、それぞれ担当課長より要点を説明させていただきます。
近藤生涯学習課長	質問順位1番、中西議員から5「日本フネン市民プラザについて」(1)「新たな指定管理者に望むことは」(2)「イベント時に駐車場を確保する予定は」とのご質問がありました。資料55ページをご覧ください。 まず、(1)「新たな指定管理者に望むことは」とのご質問に、指定管理者ハート吉野川の代表法人、一般社団法人徳島新聞社は、現在、鴨島セレブ校で開催している絵画、手工芸、音楽などカルチャー54教室を全面移転するのご提案をいただいております。市民センター棟の利用者数増を見込んでおります。また、県内普及率全国一の新聞紙面による広報もしていただけると伺っており、さらなる利用者の増加を期待しております。加えて、一般社団法人徳島新聞社は、他市でも指定管理を受託しているので、様々なイベント開催の実績があり、それらとのコラボなどスケールメリットを活かしたイベント開催にも期待しておりますとの答弁をいたしました。 次に、(2)「イベント時に駐車場を確保する予定は」とのご質問に、昨年7月に全国高校総体を開催し、6日間でのべ6,102人もの利用者がありましたが、駐車場に大きな混乱はございませんでした。 本市としましては、これまでどおり、市役所駐車場をご利用いただくこととしております。加えて、ハート吉野川から近隣事業者にも協力依頼をし、できる限りの調整をしていただけると伺っております。との答弁をいたしました。
吉田学校教育課長	続きまして、56ページをご覧ください。6「学校教育について」(1)「障がいのある児童、または支援を必要とする児童への現状と支援は」(2)「少子化による、障がいのある児童の増加とその対策は」さらに再問としまして57ページ6「学校教育について」(1)「特別支援教育のさらなる推進に向けて」とのご質問に、ご答弁いたしました。 本市においては学校教育の重点施策の一つに「1人1人が輝く特別支援教育の推進」を掲げ、児童生徒個々のニーズに合った学びの実現を目指しております。各校に配置されている特別支援コーディネーターを中心に、校内支援体制を整えており、令和4年度はすべての小中学校で子どもの良さ、望ましい行動に視点を当てた「ポジティブな行動支援」を進めているところです。さらに、市内で3教室を設置している通級指導教室等も活用し、今後も児童生徒1人1人が持つ力をさらに高めることができるよう、人的・物的両面から教育環境の充実に向けて取り組む旨を、阿部副教育長が答弁いたしました。さらに、栗洲教育長が、特別支援教育は、多様な個性を受け入れ、互いに支え合う共生社会の形成の基盤となるものであり、それぞれの対応は障がいのあるなしにかかわらずすべての子どもに有効な手段であるため、今後もチームとして取り組むとともに、特別支援学級にとどまらず、多様な学びの場の充実・整備を進めて参る旨を答弁いたしました。
小林教育総務課長	続きまして、質問順位2番、枝澤議員からのご質問で、58ページです。3「鴨島東中学校と鴨島第一中学校の学校再編について」、まず、(1)「鴨島東中学校の令和5年度入学予定者数は」とのご質問については、令和5年2月末現在、対象者43人のうち、31名が入学を予定している旨、答弁いたしました。 続いて(2)「学校再編の進捗状況は」とのご質問については、令和5年度には、鴨島東中学校の現状について、鴨島東中学校管内の小中学校に出向き、状況報告を行う予定としている旨、答弁い

たしました。以上でございます。

吉田学校教育課長

同じく枝澤議員より、59ページ、6「吉野川市の将来を担う子どもたちについて」環境の変化やコロナ禍での教育行政の責任者としての考えについてのご質問に栗洲教育長が答弁いたしました。

未知の感染症に対して情報も十分なかった時期より、児童生徒の安全を最優先した取り組みを行って参りました。本市独自のコロナ対応マニュアル作成など集団生活を前提とする学校において、多くの制約の中、学習や体験活動をより充実させるため、学校と協力し、実施して参りました。今後は、コロナ対策も転換期を迎えますが、3年間の成果と課題を検証し、子どもの成長に資する活動が吟味しつつ、より一層確かな学力と豊かな心を育み、人間力の基礎を養う学校教育の推進に尽力する旨を答弁いたしました。

続きまして、60ページをご覧ください。田村修司議員からの、「全国学力学習状況調査について」(1)「今年度の調査結果についてどのように考えているのか」とのご質問に阿部副教育長が答弁いたしました。

学力学習状況調査について、本市小学校の平均が全国平均との比較において低い結果となったことを教育委員会及び学校は重く受け止め、特に開きが大きかった活用力の育成について、各学校で教職員への意識改革を図ることや、学力向上の取り組むべき具体例を提示し、研修を行うなどの取り組みを現在推進しており、今後も着実に本市の学力水準の底上げを図っていく旨を答弁いたしました。

続いて、62ページをご覧ください。4「発達障害について」(1)「本市の小中学校において支援を必要とする子どもたちの人数」、また、(2)「いじめや差別がないような防止策は」についてのご質問に対して、阿部副教育長が答弁いたしました。

特別支援学級の児童生徒の人数は令和4年度で小学校136人、中学校50人、通級指導教室在室の児童の人数は39人と年々増加しており、特別支援学級、通級指導教室の設置されている学校においては、そこでどのような学習が実施されているのか丁寧に説明し、すべての児童生徒が理解できるように努めており、各校の「いじめ防止基本方針」に則り、いじめや差別のない学校作りに全教職員で取り組んでいることを答弁いたしました。また、市や県の加配について引き続き増員のための努力をして参る旨を答弁いたしました。以上でございます。

栗洲教育長

たくさんありますので、一旦ここで切ろうと思います。4名の方までで何かご質問等ございませんか。よろしいですか。それでは無いようですので、栗原議員から続きお願いいたします。

近藤生涯学習課長

63ページ下段から64ページにかけてご覧ください。栗原五男議員から3「鴨島公民館駐車場について」(1)「内容を精査した結果どうなったのか」とのご質問がありました。

ご質問に対し、令和4年度当初予算6,215万5千円をご承認いただいた後も、経費節減できるところはないか精査をし、8月2日の業者指名時における設計額は、1,280万9千円減の4,934万6千円となりました。9月2日の入札結果では、さらに540万1千円減の4,394万5千円となりました。との答弁をいたしました。以上でございます。

吉田学校教育課長

続きまして、64ページでございます。

13番相原一永議員より、1「教育行政について」(1)「ディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度把握しているのか」(2)「ディスレクシアの疑いのある生徒を早期に発見するために学校現場ではどのような検査を行っているのか」についてのご質問に阿部副教育長が答弁いたしました。

文字の読み書きに困難があるディスレクシアの把握について、「気になる児童生徒のための気づきシート」等を活用し、前担任からの引き継ぎや保護者との面談及び必要に応じ検査を行うなど管理

職、特別支援コーディネーター、学級担任等で把握に努めている旨を答弁いたしました。

また、(3)「児童生徒がてんかん発作を起こした場合、治療薬を投与できる事務連絡について」(4)「保護者と連携して適切な対処のための研修について」(5)「実際の学校での発作が起こった事例について」の質問に対して、阿部副教育長が答弁いたしました。

学校においては、児童生徒の緊急時における保護者、主治医への連絡や救急車の要請等の対応についてとりまとめた「緊急連絡時の対応マニュアル」が作成されており、発作の際の教職員の適切な対応のための研修も実施していること、本年度は2件の報告を受けていることを答弁いたしました。

さらに再問としまして、65ページをご覧ください。1「教育行政について」(1)「T式ひらがな音読支援を取り入れた音読支援」(2)「障害の困難さ軽減のためのタブレット活用について」のご質問に対し、子どもの特性に働きかけるタブレットの活用について教育研究所から情報発信を行ったり、市主催の研修を実施している旨を答弁いたしました。

続きまして、66ページ中段をご覧ください。16番岡田光男議員より3「就学援助について」(1)「就学援助制度についての保護者への説明」(2)「就学援助対象者は」(3)「2023年度より新入学児童生徒学用費が増額となるが、準要保護にも同様の単価引き上げは」についてのご質問に対して、阿部副教育長が答弁いたしました。

就学援助制度は生活保護を受給されている家庭や、生活保護家庭の準ずる程度に経済的に困窮している家庭に対して学校で必要な経費の一部を援助する制度ですが、この説明は入学説明会で各学校が行っており、入学後、年間を通して随時申請を受け付けます。また、市広報・市ホームページに掲載し、周知をしております。本市の就学援助に関する単価については国の基準を参考にしており、国の入学準備金の増額に伴って、本市としても増額することとしたい旨を答弁いたしました。さらに、必要な家庭に届くよう、周知方法について工夫していく旨を答弁いたしました。

次に、67ページをご覧ください。11番谷田健二議員より「学校部活動の地域連携・地域移行について」(1)「市内中学校の運動部活動の状況及び運営についてどのように考えているか」(2)「地域の運営団体・実施主体との連携及び課題についてどのように考えているか」(3)「県施策の「中学校の部活動の地域移行に向けた環境整備事業」についてどのように捉えているか」のご質問に阿部副教育長が答弁いたしました。

市内中学校の部活動は種目別、学校別で数えて合計38の活動がございます。そのうち、令和5年2月末現在で合同チームとして活動しているのは、野球部が2校で1チーム、サッカーが3校で1チーム、女子バレーボールが2校で1チームとなっております。少子化によって練習や試合の出場に難しさがございます。地域との連携については、市立4中学校で10名の学校教職員OBを中心とした専門性の高い方からボランティアでの指導をいただいています。今後は、令和5年度に部活動の地域移行に関する検討委員会を立ち上げ、実施計画を策定して参ります。また、県の環境整備事業についてもこの計画に沿って有効に活用して参りたい旨を答弁いたしました。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、何かございますか。よろしいですか。

続いて、報告事項(3)「学校給食用物資調達納入業者登録」について事務局より説明をお願いいたします。

岡田主幹

報告事項(3)「学校給食用物資調達納入業者登録」についてをご説明させていただきます。この登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっております。令和5年度の登録申請受付を令和5年2月1日から10日まで行ったところ、いずれも継続業者の申請で、新規申請はありませんでした。書類審査の結果、選定基準を充たしており、本年度の納入状況も誠実で良好であるため、令和5年度の学校給食用物資納入業者として登録することといたしましたので、教育委員会事務委任等規則第4条の規定に基づき、ご報告させていただきます。

なお、登録番号12番有限会社阿波牛の藤原に関しては、藍住町教育委員会が発注した学校給食



用の阿波牛の購入先選定を巡り、有限会社阿波牛の藤原の代表取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことにより、鳴門市、松茂町、藍住町は1年間の指名停止しており、吉野川市も市建設業指名停止措置要綱があり、要綱では、12月以上36月以内の指名停止に該当するため、吉野川市学校給食用物資納入要綱第7条の規定により、本市の学校給食用物資納入業者としては不相当と認めるため、令和5年2月14日から令和6年2月13日の1年間登録取消と決定しましたので、令和5年度の登録については、令和6年2月14日から令和6年3月31日までの登録としております。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問ございませんか。

それでは無いようですので、「教育長職務代理者の指名」についてにうつります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定によれば、教育長に事故等が生じた際、あらかじめ教育長が指名する委員が職務代理を行うこととなっております。

来る3月31日をもちまして、昨年3月定例会で申し合わせいたしました熊代雄一郎氏の教育長職務代理者としての任期が満了いたします。

つきましては、4月1日からの職務代理者について、貞野雅己委員にお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、任期については、法律では定められていませんが、吉野川市教育委員会といたしましては4月1日から1年間をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、教育長報告にうつります。資料をご覧ください。

3月8日、臨時教育委員会を開催いたしましたして、県費負担教職員の県教委の内申についてのご協議をいただきました。10日中学校の卒業式、16日小学校の卒業式、祝辞の読み上げ、大変お世話になりました。ありがとうございました。19日、上浦小学校の休校式がございました。24日、明日ですが、小中学校は修了式でございます。教職員の人事異動の発表があり、新聞報道は翌日の25日（土）になっております。

最下段でございます。4月の予定でございますが、5日（水）には県・市町村教育委員会教育行政連絡協議会が開催されます。ご参加される教育委員さん、どうぞよろしく願いいたします。11日（火）小中学校の入学式がございます。午前中が小学校、午後が中学校となっております。祝辞をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、4月の定例教育委員会の開催日時について、事務局よりお願いいたします。

小林教育総務課長

4月定例教育委員会の開催日時ですが、4月27日（木）午前10時からとさせていただきますのでいかがでしょうか。

栗洲教育長

4月27日（木）ですが、よろしいでしょうか。

それでは4月27日（木）午前10時からの開催といたします。

以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。ありがとうございました。